

名称	対象要件	金額	申請方法	問い合わせ先
持続化給付金	売上が 50%以上 減少	法人:200万円 個人事業者:100万円 ■計算方法 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)	以下のホームページで基本情報等を入力し、確定申告書等の書類データを添付して申請 https://jizokuka-kyufu.jp	経済産業省 0570-783-183
愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金	休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者であること 休業要請期間「4月17日～5月6日」の全日において、休業又は営業時間短縮したこと	50万円(1事業者あたり)	郵送又はインターネットによる申請 詳しくは各市町村のページを参照 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html#rink	県民相談総合窓口 052-954-7453
雇用調整助成金	①売上が 5% 減少していること ②休業手当を支払っていること	・上限 1人1日8,330円 ・助成率 中小企業:4/5(解雇しない場合:9/10) 大企業:2/3(解雇しない場合:3/4)	休業を行う場合の計画届等を管轄の労働局又はハローワークに提出	厚生労働省相談コールセンター 0120-60-3999
納税猶予	事業等に係る収入が 20%以上 減少していること	2020年2/1～2021年1/31までに納期限が到来する国税の納付額全額の猶予	納税の猶予申請書をホームページからダウンロードし、税務署に提出 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm	国税局猶予相談センター(名古屋) 052-968-5118
信用保証	【4号】:売上が 20%以上 減少 【5号】:売上が 5%以上 減少 【危機】:売上が 15%以上 減少	・融資限度額 8,000万円	銀行、信用金庫等に問い合わせし、必要書類を確認	銀行、信用金庫等
無利子・無担保融資	売上が 5%以上 現状	・融資限度額 国民事業:6,000万円 中小事業:3億円	ホームページまたは電話で申し込み、必要書類等の指示を受けて郵送で提出する。	日本政策金融公庫 0120-154-505
セーフティーネット貸付	なし	・融資限度額 国民事業:4,800万円 中小事業:7.2億円	https://www.mjfc.go.jp/sysped/ped010	